

■**適用対象**：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。

■**加点評価**：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%～10%。

■**実績確認等**：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

入札公告(公示)

加点措置

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価

加算点＝従来の加算点＋賃上げ加算点

（賃金引き上げ表明は①年度単位又は②暦年単位での表明）

- ① 契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度
- ② 契約を行う予定の暦年

入札、落札決定

（表明書の提出なし）
落札者が賃上げ加算点で
加点なし

（表明書の提出あり）
落札者が賃上げ加算点で
加点あり

実績確認

加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に契約担当官等へ提出

- ① 年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書（又は税務申告の作成書類）
- ② 年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

賃上げ基準に達していない者の情報

- ・契約担当官等が各省各庁の長へ報告
- ・各省各庁の長は、財務省へ報告
- ・**財務省が調製し各省各庁の長へ通知**
- ・各省各庁の長は契約担当官等へ連絡
- ・契約担当官から対象者に減点措置の開始時期、期間を通知

減点措置

賃上げ基準に達していない者については、財務省から通知された日から1年間、国の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、**加点より大きな割合の減点**